

最終処分場－生物調査	
最終候補地	新山・陰田町B
	—
	—
	(調査対象外)

最終処分場－生物調査																																																																																																	
最終候補地	尾高・日下B																																																																																																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クマタカ（鳥取県特定希少野生動植物）の目撃情報があるが、本調査では確認されなかった。</li> <li>・コウノトリ（特別天然記念物）、オオタカ（鳥取県希少野生動植物）を本調査で確認した。</li> </ul>																																																																																																	
環境影響予測等予備調査の結果：クマタカを中心とする生物調査を実施した。																																																																																																	
<p>生物調査により確認した鳥類のうち、表1により抽出された重要種は表に示すとおりで、2目3科5種であった。</p> <p>表1 重要種の選定根拠</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法律または文献</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年法律第42号）、鳥取県文化財保護条例（昭和34年12月25日条例第50号、最終改正：平成31年条例第10号）、米子市文化財保護条例（最終改正：平成28年4月1日）</td> <td>特別天然記念物 国指定天然記念物 県指定天然記念物 市指定天然記念物</td> </tr> <tr> <td>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：平成29年6月2日法律第51号）</td> <td>特定国内希少野生動植物種 国内希少野生動植物種 国際希少野生動植物種</td> </tr> <tr> <td>鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号、最終改正：令和4年3月15日）</td> <td>希少野生動植物 特定希少野生動植物</td> </tr> <tr> <td>環境省レッドリスト2020の公表について（令和2年3月27日、環境省報道発表資料）</td> <td>絶滅（EX） 野生絶滅（EW） 絶滅危惧ⅠA類（CR） 絶滅危惧ⅠB類（EN） 絶滅危惧Ⅱ類（VU） 準絶滅危惧（NT） 情報不足（DD） 絶滅のおそれのある地域個体（LP）</td> </tr> <tr> <td>レッドデータブックとっとり第3版（2022年改訂）（令和4年、鳥取県）</td> <td>絶滅（EX） 野生絶滅（EW） 絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） 絶滅危惧Ⅱ類（VU） 準絶滅危惧（NT） 情報不足（DD） その他の保護上重要な種（OT）</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 重要種の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目名</th> <th>科名</th> <th>種名</th> <th>12/14</th> <th>12/15</th> <th>12/16</th> <th>鳥取県 渡り区分</th> <th>文化財</th> <th>種の 保存法</th> <th>鳥取県 条例</th> <th>環境省 RL</th> <th>鳥取県 RDB</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コウノトリ</td> <td>コウノトリ</td> <td>コウノトリ</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>冬鳥（留鳥）</td> <td>特天</td> <td>国内</td> <td>希少</td> <td>CR</td> <td>CR+EN</td> </tr> <tr> <td>タカ目</td> <td>ミサゴ</td> <td>ミサゴ</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>留鳥</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>NT</td> <td>NT</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タカ</td> <td>ハイタカ</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>冬鳥</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>NT</td> <td>NT</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>オオタカ</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>留鳥</td> <td></td> <td></td> <td>希少</td> <td>NT</td> <td>VU</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ノスリ</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>冬鳥</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>NT</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2目3科5種</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>コウノトリ  オオタカ </p>		法律または文献	種別	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年法律第42号）、鳥取県文化財保護条例（昭和34年12月25日条例第50号、最終改正：平成31年条例第10号）、米子市文化財保護条例（最終改正：平成28年4月1日）	特別天然記念物 国指定天然記念物 県指定天然記念物 市指定天然記念物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：平成29年6月2日法律第51号）	特定国内希少野生動植物種 国内希少野生動植物種 国際希少野生動植物種	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号、最終改正：令和4年3月15日）	希少野生動植物 特定希少野生動植物	環境省レッドリスト2020の公表について（令和2年3月27日、環境省報道発表資料）	絶滅（EX） 野生絶滅（EW） 絶滅危惧ⅠA類（CR） 絶滅危惧ⅠB類（EN） 絶滅危惧Ⅱ類（VU） 準絶滅危惧（NT） 情報不足（DD） 絶滅のおそれのある地域個体（LP）	レッドデータブックとっとり第3版（2022年改訂）（令和4年、鳥取県）	絶滅（EX） 野生絶滅（EW） 絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） 絶滅危惧Ⅱ類（VU） 準絶滅危惧（NT） 情報不足（DD） その他の保護上重要な種（OT）	目名	科名	種名	12/14	12/15	12/16	鳥取県 渡り区分	文化財	種の 保存法	鳥取県 条例	環境省 RL	鳥取県 RDB	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ		●		冬鳥（留鳥）	特天	国内	希少	CR	CR+EN	タカ目	ミサゴ	ミサゴ			●	留鳥				NT	NT		タカ	ハイタカ		●	●	冬鳥				NT	NT			オオタカ	●	●		留鳥			希少	NT	VU			ノスリ	●	●	●	冬鳥					NT	2目3科5種			2	4	3		1	1	2	4	5
法律または文献	種別																																																																																																
文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年法律第42号）、鳥取県文化財保護条例（昭和34年12月25日条例第50号、最終改正：平成31年条例第10号）、米子市文化財保護条例（最終改正：平成28年4月1日）	特別天然記念物 国指定天然記念物 県指定天然記念物 市指定天然記念物																																																																																																
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：平成29年6月2日法律第51号）	特定国内希少野生動植物種 国内希少野生動植物種 国際希少野生動植物種																																																																																																
鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号、最終改正：令和4年3月15日）	希少野生動植物 特定希少野生動植物																																																																																																
環境省レッドリスト2020の公表について（令和2年3月27日、環境省報道発表資料）	絶滅（EX） 野生絶滅（EW） 絶滅危惧ⅠA類（CR） 絶滅危惧ⅠB類（EN） 絶滅危惧Ⅱ類（VU） 準絶滅危惧（NT） 情報不足（DD） 絶滅のおそれのある地域個体（LP）																																																																																																
レッドデータブックとっとり第3版（2022年改訂）（令和4年、鳥取県）	絶滅（EX） 野生絶滅（EW） 絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） 絶滅危惧Ⅱ類（VU） 準絶滅危惧（NT） 情報不足（DD） その他の保護上重要な種（OT）																																																																																																
目名	科名	種名	12/14	12/15	12/16	鳥取県 渡り区分	文化財	種の 保存法	鳥取県 条例	環境省 RL	鳥取県 RDB																																																																																						
コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ		●		冬鳥（留鳥）	特天	国内	希少	CR	CR+EN																																																																																						
タカ目	ミサゴ	ミサゴ			●	留鳥				NT	NT																																																																																						
	タカ	ハイタカ		●	●	冬鳥				NT	NT																																																																																						
		オオタカ	●	●		留鳥			希少	NT	VU																																																																																						
		ノスリ	●	●	●	冬鳥					NT																																																																																						
2目3科5種			2	4	3		1	1	2	4	5																																																																																						

最終処分場－大気・悪臭

最終候補地

新山・陰田町B

〔大気〕

- ・ビューフォート風力階級表による風力4（風速5.5 m/s以上）の風は観測されなかった。
- ・風力1の割合が最も多い（63.3%）、風力3は1.1%であった。
- ・ビューフォート風力階級表による予測の結果、粉じんの飛散に関する周辺への影響は軽微と予測された。

〔悪臭〕

- ・最終処分場については、環境影響要因として埋立物からの悪臭発生が考えられる。
- ・埋立対象物は現在検討中である。事例によると、一般廃棄物最終処分場では、臭気発生の可能性が低い無機物のガラスくず、陶磁器くず（不燃残渣）、主灰及び飛灰固化物等を取り扱うことが想定される。
- ・さらに埋立物は随時覆土されるので、埋立物からの悪臭の発生による影響は軽微と推察される。

環境影響予測等予備調査の結果：埋立地からの粉じんの飛散に関する影響について検討した。

新山・陰田町B周辺で観測した風速データ（10分値）を基に、ビューフォート風力階級表による風速階級別にその出現度合いを算定し、最終処分場埋立地からの粉じんの飛散に関する影響を定性的に予測した。  
予測に用いた気象データを以下に示す。

〔予測に用いた気象データ〕

項目	詳細
風向 (10分値)	新山・陰田町B 令和4年12月23日 0:00 ～令和5年1月22日 24:00 (1ヶ月間)

検討結果を以下に示す。データ数6×24時間×30日=4,320個の風速データを各風力階級に分類している。  
ビューフォート風力階級表による分類によると、風力4（風速5.5以上）の風が吹いた場合の状態は、「砂ぼこりが立ち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。」状態であるとされる。

〔ビューフォート風力階級表による検討の結果〕

風力階級	風速 (m/s)	状況	割合 (%)
			新山・陰田町
0	0 ～ 0.2	静穏、煙はまっすぐに昇る。	13.9%
1	0.3 ～ 1.5	風向は、煙がなびくのでわかるが風見には感じない。	63.3%
2	1.6 ～ 3.3	顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動き出す。	21.6%
3	3.4 ～ 5.4	木の葉や細かい小枝がたえず動く。軽い旗が開く。	1.1%
4	5.5 ～ 以上	砂ぼこりが立ち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。	0.0%

最終処分場－大気・悪臭

最終候補地

尾高・日下B

〔大気〕

- ・ビューフォート風力階級表による風力4（風速5.5 m/s以上）の風が吹いた割合は0.5%観測された。
- ・風力2の割合が最も多い（52.2%）、風力3は9.8%であった。
- ・ビューフォート風力階級表による予測の結果、粉じんの飛散に関する周辺への影響は軽微と予測された。

環境影響予測等予備調査の結果：埋立地からの粉じんの飛散に関する影響について検討した。

尾高・日下B周辺で観測した風速データ（10分値）を基に、ビューフォート風力階級表による風速階級別にその出現度合いを算定し、最終処分場埋立地からの粉じんの飛散に関する影響を定性的に予測した。  
予測に用いた気象データを以下に示す。

〔予測に用いた気象データ〕

項目	詳細
風向 (10分値)	尾高・日下B 令和4年12月23日 0:00 ～令和5年1月22日 24:00 (1ヶ月間)

検討結果を以下に示す。データ数6×24時間×30日=4,320個の風速データを各風力階級に分類している。  
ビューフォート風力階級表による分類によると、風力4（風速5.5以上）の風が吹いた場合の状態は、「砂ぼこりが立ち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。」状態であるとされる。

〔ビューフォート風力階級表による検討の結果〕

風力階級	風速 (m/s)	状況	割合 (%)
			尾高・日下B
0	0 ～ 0.2	静穏、煙はまっすぐに昇る。	1.1%
1	0.3 ～ 1.5	風向は、煙がなびくのでわかるが風見には感じない。	36.3%
2	1.6 ～ 3.3	顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動き出す。	52.2%
3	3.4 ～ 5.4	木の葉や細かい小枝がたえず動く。軽い旗が開く。	9.8%
4	5.5 ～ 以上	砂ぼこりが立ち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。	0.5%

### 最終処分場－騒音・振動

最終候補地

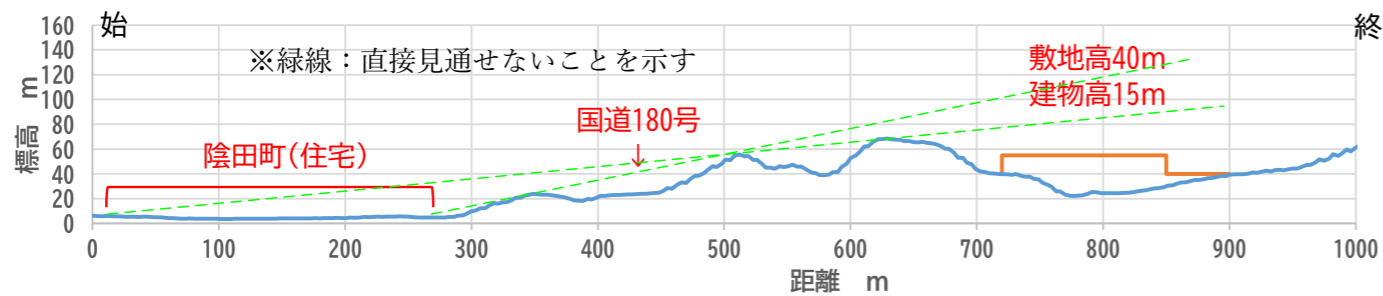
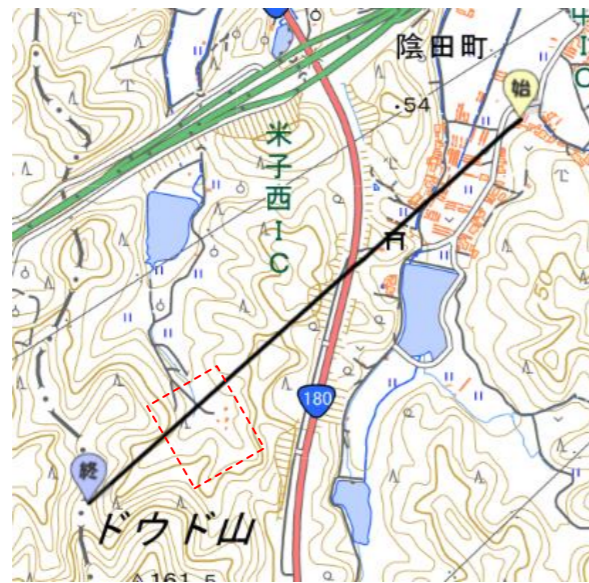
新山・陰田町B

(調査対象外とした理由)

最終処分場の主な騒音振動発生源は、重機による作業と水処理施設の稼働によるもので、中間処理施設と比較して周辺地域への影響が小さいと考えられること、さらに周辺(宅地)から直接見通すことができず(山塊が遮蔽物となっている)、騒音振動が施設から直接住宅方向へ伝搬しないことから本調査対象外とした。

環境影響予測等予備調査の結果：最終処分場からの騒音・振動に関する影響について検討した。

〔断面図作成による検討結果〕



### 最終処分場－騒音・振動

最終候補地

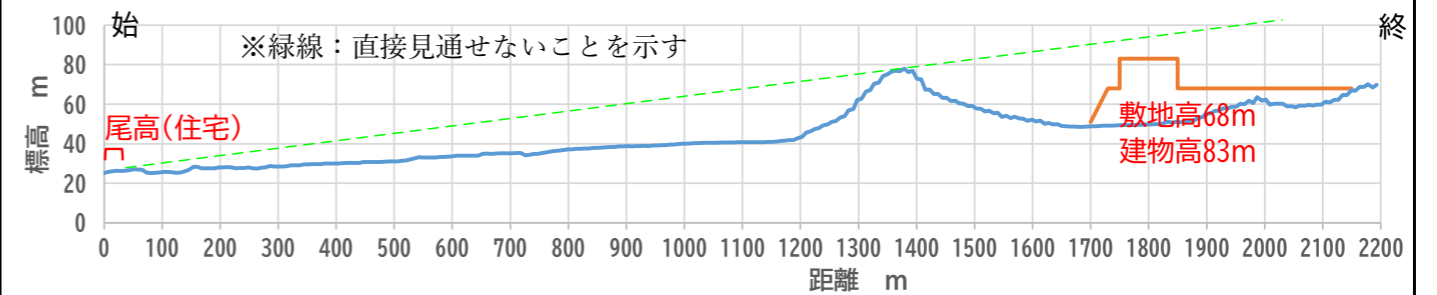
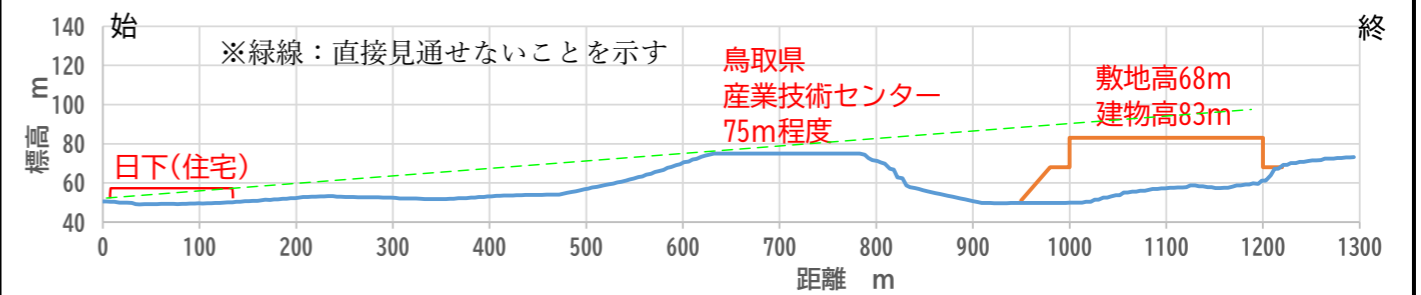
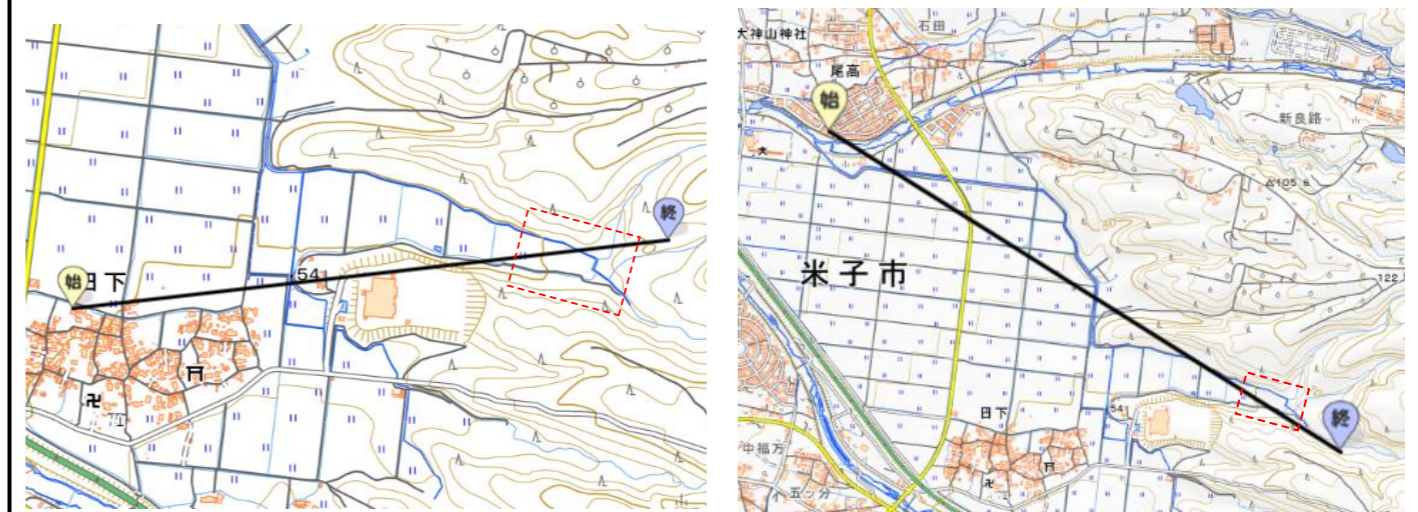
尾高・日下B

(調査対象外とした理由)

最終処分場の主な騒音振動発生源は、重機による作業と水処理施設の稼働によるもので、中間処理施設と比較して周辺地域への影響が小さいと考えられること、さらに周辺(宅地)から直接見通すことができず(山塊が遮蔽物となっている)、騒音振動が施設から直接住宅方向へ伝搬しないことから本調査対象外とした。

環境影響予測等予備調査の結果：最終処分場からの騒音・振動に関する影響について検討した。

〔断面図作成による検討結果〕





## 最終処分場－景観 1

最終候補地

新山・陰田町 B

- ・ 日常の生活の場において景観の変化はなく、影響はほとんどない。
- ・ 建物の外殻線が、スカイライン（空と山の稜線）を超えない。
- ・ 通常の通行において、右手側又は左手側に覚知することから比較して影響は小さい。

環境影響予測等予備調査の結果：「地域の生活の場の眺望点」における景観の変化について検討した。

新山・陰田町 B は、国道 180 号の西側の山々のさらに西側に位置し、現状からは見通すことはできない。なお、最終候補地を見通せるエリアは、北側に東西に通る山陰自動車道の側道並びに調査地に近い道路に限定される。

以上を踏まえ、多くの住民が最終候補地を見通せると考えられる山陰自動車道の側道（1カ所）を眺望地点として選定、景観の変化についてフォトモンタージュ（想定施設の重ね合わせ）により予測を行った。

〔予測結果〕

従 前



- ・ 山陰自動車道の側道から南方向の眺望である。
- ・ 谷筋の奥には当該地における最高標高であるドウド山（標高 161.5m）が位置し、スカイラインを形成している。



整備後（予測結果）



- ・ 調査地の状況より、施設のサイズをW138m×L143m×H15mと仮定した。
- ・ スカイラインを成すドウド山の麓に位置するが、標高 40mの造成地に建築物高は 15m程度であることから、このスカイラインを超えることはない予測される。
- ・ 山陰自動車道の側道からの眺望は、限られたものであるが、色調や修景緑化に配慮することが必要である。

## 最終処分場－景観 1

最終候補地

尾高・日下 B

- ・ 限られた範囲において見通せるが、修景緑化等により影響を小さくできる。
- ・ 建物の外殻線が、スカイライン（空と山の稜線）を超えない。
- ・ 通常の通行において、正面に覚知して視野を占めることとなる。

環境影響予測等予備調査の結果：「地域の生活の場の眺望点」における景観の変化について検討した。

尾高・日下 B 周辺の生活道路は、県道 53 号線並びに地域内の市道等である。調査地は入り組んだ谷部奥に位置していることから、県道 53 号線からは谷正面から見通すことができる。また、日下地区の市道からは調査地を見通すことはできない。

多くの住民が最終候補地を見通せると考えられる県道 53 号線の谷正面部を（1カ所）を眺望地点として選定、景観の変化についてフォトモンタージュ（想定施設の重ね合わせ）により予測を行った。

〔予測結果〕

従 前



- ・ 県道 53 号線の最終候補地の位置する谷正面からの眺望である。
- ・ 当該地域の景観を代表する大山が背後に位置しており、調査地の背後の山々（標高 110～120m程度）と共にスカイラインを形成している。



整備後（予測結果）



- ・ 調査地の状況より、施設のサイズをW108m×L188m×H15mと仮定した。
- ・ 調査地の背後の山々（標高 110～120m程度）のスカイライン内に収まると予測される。
- ・ 県道 53 号線からの眺望は、限られたものであるが、色調や修景緑化に配慮することが必要である。